The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「名づける」「呼ぶ・いう」の引用論（二）
Author(s)	藤田, 保幸
Citation	詞林. 1989, 6, p. 52-60
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67279
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「名づける」「呼ぶ・いう」の引用論（二）

藤田　保幸

1　前稿（前号所載）に引き続き、小稿では、呼び名を引く「引用」について、更に立ち入って検討したい。最初に、この節で前稿での検討をふりかえっておくことにする（注1）。

呼び名を引く「引用」は、次のように、「名づける」「命名する」「呼ぶ」「いう」「称する」のような動詞を述語とし、それと結びつく引用句「～ト」に、名づけられ、呼ばれる対象の呼び名が示されるものであった。

①・a　この車をキツツキ号と名づける。

②・a　ニシンの卵を干したものを数の子と呼ぶ／いう／称する。

この種の、呼び名を引く「引用」は、専ら「XヲYト〈述語動詞〉」の構文をとるものであり、前稿でもその種のものにしぼって考察を進めてきた。ところで、同じく「XヲYト〈述語動詞〉」の構文をとるものでも、呼び名を引く「引用」と次のような例とは異なる。

③・a　その男を犯人と考えた／断言した。

右の場合、引用句「～ト」の内部に指定辞「ダ」を加えることもできるし、ヲ格名詞句を引用句の内部に主語として繰り込んで書き直すこともできる。

③・b　その男を犯人だと考えた／断言した。

③・c　その男が犯人（だ）と考えた／断言した。

しかし、同様の書き換えは、呼び名を引く「引用」では、ふつうはできない。

①・b？この車をキツツキ号だと名づける。

①・c？この車がキツツキ号だと名づける。

②・b？ニシンの卵を干したものを数の子だと呼ぶ。

②・c＊ニシンの卵を干したものが数の子だと呼ぶ。

③・a→③・bcのように書き換えができるということは、③・aの引用句に引かれているのが、形は語であっても文（の少なくとも述語）相当のものだということである。これに対し、小稿で問題にしようとする、呼び名を引く「引用」の場合、引用句に引かれるのは単語相当のものにすぎず、文的性格は認め

られない。それ故、③のように書き換えもできないのだと考えられる。

このことは、次のような観察とも符合する。我々がふつうに目にする典型的な「引用」の表現では、引用句「〜ト」に引かれるのは、事実のレベルでの発話・思惟（心内発話）である。次の④⑤・aの場合ならまず④⑤・bのような発話・思惟（心内発話）があって、それが引用句に引かれたものである（少なくとも、そのように解せられる表現である）。

④・a　良順はすかさず相手の感情を察し、お節介と思うだろうと言った。

（司馬遼太郎「胡蝶の夢（四）」）

⑤・a　福地は、風のように帰ってしまった。（まさか）と、良順は思った。

（同右）

④・b　お節介と思うだろう。

⑤・b　まさか。

右にみるように、現実に発話・思惟されるものとしてのコトバは、（一語文も含めて）一般に文的なものである。③の場合も、同様に次のような文的な発話・思惟があって。それが（はしょられたり整えられたりもして）引用句に引かれたものと考えることができる。

③・d　（その男が）犯人だ。

これに対し、呼び名を引く「引用」では、引用句に引かれるのは、決して事実レベルの発話・思惟としてのコトバではない。例えば、①②の例なら、次のような発話・思惟がまず現実にあって、それを引用句に引いたものとは解せられない。

①・d　キツツキ号。

②・d　数の子。

すなわち、呼び名を引く「引用」では、引用句「〜ト」に引かれるのは、一般の「引用」のような発話・思惟といった行為・出来事（コト）としてのコトバではなく、対象にあてはめられる言語材（モノ）としてのコトバ、つまり、単語相当のコトバなのである（注2・3）。

右のように特徴づけられる、呼び名を引く「引用」について、小稿では、以下更に立ち入って相異なるものを区別し、関連する諸問題についても検討を加えることにしたい。

2　従来の研究では、こうした、呼び名を引く「引用」を形成する動詞は、「命名動詞」などとして一括して扱われるのが専らだった。そうした処理はあるレベルでは妥当であり、前稿及び小稿でもこれまでそうした扱いで検討を進めてきた。しかし、より細かな記述のためにはこれでは不十分である。どのような動詞が述語であるかによって、呼び名を引く「引用」でも、いささか異なった表現となるからである。そこで、これまで一括してきた、呼び名を引く「引用」を形成する動詞を次のように二分し、これに着目して考えるのが適切だと思われる。A・Bいずれを述語とするかで、呼び名を引く「引用」でもやや異な

ったものとなる。

A　「名づける」「命名する」

B　「いう」「呼ぶ」「称する」

この種の「引用」を形成するものとしての両者の表すところの相違について、予め結論的なことから述べておきたい。

A・・・対象（ヲ格で示される）と呼び名の一回的結びつけを述べる。

B・・・対象と呼び名との間のある程度確立された結びつきを述べる。

Aの「名づける」「命名する」は、対象と呼び名との一回的結びつけ行為を意味する。例えば、次例なら、「この車」という対象と「キツツキ号」という呼び名との結びつけがそこで行われたという一回的事実が述べられている。

⑥　法子はその車をキツツキ号と名づけた。

一回的な結びつけ行為を述べるものであるから、行為の主体たる主語が誰かがふつうは問題になる。

一方、Bの「いう」「呼ぶ」「称する」は、「XヲYトいう／呼ぶ／称する」の構文をとって、対象と呼び名との間にある程度確立された結びつきがあることを述べるものとして用いられる。「ある程度」というのは、社会的・一般的レベルから個人レベルまでいろいろな段階においてそれが考え得るということである。

⑦　もともと「あたま」は前頂部のみを指し、首から上は「かしら」と言った。

（森田良行「日本語をみがく小辞典〈名詞篇〉」）

⑧　墓塔を建てての開眼供養も真宗では建碑式と呼んでおり、入魂とか抜魂とか、お正念とかの呼び方はしません。

（福原堂礎「お墓の謎と常識」）

⑨　前に、前座の仕事の中でワリ（給金）を渡すと書いたが、このワリというのが噺家の出演料で、つまり、寄席の売上の分配である。・・・このワリが一日おき、奇数日に渡される。楽屋ではこの日のことを、ワリ日といっている。

（立川談志「現代落語論」）

⑩　わたくしは、この態度をバンカラと呼んでいる。

（板坂元「考える技術・書く技術」）

⑦は（かつての）世間一般での対象と呼び名との結びつき、⑧は「真宗」というような特定集団での結びつき、⑨も「楽屋」を中心とする落語家の世界での結びつき、⑩は個人レベルでの対象と呼び名の結びつきを述べるものである。そこで、⑦⑧⑨のように「誰が」といった特定の主語が問題になってこないことがしばしばあり、そこで、好んで受動形の表現が用いられる（ただし、「称する」は文体的にやや硬い表現であり、そうした用例は少ない）。

⑪　上下と対応するように、要するに上層の部分である。そこから頭の上部にある髪も「かみ」と呼ばれるようになっ

たらしい。

（森田「日本語をみがく小辞典〈名詞篇〉」）

なお、Bの「いう」「呼ぶ」「称する」は、対象と呼び名を結びつける行為を述べるものではない。「XヲYトいう／呼ぶ／称する」といった構文をとれば、ある対象（X）に対して「Y」という呼び方をするという意がもともとだが、この種の、呼び名を引く「引用」の場合には行為的な意味が稀薄になって、そのような対象と呼び名の結びつきが成り立っている、成り立つものであるという一般的事実を示すものなのである（注3）。それは、次のような例を考えても明かだろう。

⑫・a　私はこの車をキッツキ号と呼ぶ。

⑫・b？私はこの車をキッツキ号と呼んだので、私はこの車をキッツキ号と名づける。

aは普通の表現だが、bは奇妙な言い方である。これは結局、対象と呼び名を結びつける行為があって、対象と呼び名が結びついているという事実があるという因果関係は自然だが、その逆は不自然だからである。もっとも、Aの「名づける」などでも、「〜テイル」形をとって結果の残存に焦点をあてる表現をとる場合には、Bとほとんど区別がなくなってくる。次の二例は、「名づけている」と「呼んでいる（呼ぶ）」をお互いに入れ換えても、ほとんど意味は変わらない。

⑬　つぎの黄色いカードは、短期戦用とわたくしは呼んでいる。

（板坂「考える技術・書く技術」）

⑭　最後に赤のカード、これは緊急用と名づけている。

（同右）

一応、ABの意味が接近してくるこの種の例についてこれ以上論ずることはしない。むしろ、以下では、ABのこの節で述べた基本的相違に焦点をあてて、これを支持し、あるいはこれによって説明可能な関連する諸事実を今少し観察していくことにしたい。

3－1　まず、前節に述べたことと直接結びつくことだが、Aの「名づける」「命名する」は明示的遂行動詞として「名づけ」の行為の際に用いられるが、Bの「いう」「呼ぶ」「称する」は同様に遂行動詞として用いることはできない（注4）。明示的遂行動詞として機能するかどうかの判定では、一人称現在形で用いられ、「ここで」（hereby）のような副詞が共起するかというような点が指標となるが、Bの「いう」「呼ぶ」「称する」ではそのような表現は不自然になる。

⑮・a　私はここでこの車をキッツキ号と名づける／命名する。

⑮・b？私はここでこの車をキッツキ号という／呼ぶ／称する。

前者は、Aの「名づける」「命名する」がその場での一回的行為を述べるものであるから、その場での行為遂行を明示的に表せるのに対し、後者は、Bの「いう」「呼ぶ」「称する」が

既に成立している対象と呼び名の結びつきを示すものでしかないので、こうした表現がそこで遂行されている行為を示すものとして適格性をもち得ないのである。

こうした点でも、AとBを「命名動詞」などと一括しておく処置だけでは、記述として必ずしも十分ではないと言えるだろう。

3－2　次に、Aの「名づける」「命令する」は基本形（「～ル」形）では連体修飾の形をとっても被修飾語に示される対象の呼び名を示す表現としては不自然だが、Bの「いう」「呼ぶ」「称する」は呼び名を示す表現として基本形で自然に連体修飾句を形成する。例えば、

⑯・a?ポチと名づける犬
⑯・b　ポチと名づけた犬
⑰・a　ポチという／呼ぶ／称する犬
⑰・b?ポチといった／呼んだ／称した犬

⑯・aは、もし適格に読めるとすれば、「『ポチ』と誰かがこれから名づける犬」の意である（少なくともこの「犬」はまだ「ポチ」でない）。⑯・bのように「名づけた」と「～タ」形にして完了的意味にしてはじめて、「『ポチ』という呼び名をもっている犬」の意になるが、これはもちろん「名づける」「命名する」という対象と呼び名を結びつける一回的行為の完了によって、対象の「犬」が「ポチ」という呼び名と結びつけられたものと読めるからに他ならない。一方、呼び名を示す「引用」を形成するものとして、対象と呼び名との間に既に成立した結びつきのあることを示すことになる「いう」「呼ぶ」「称する」は、連体修飾に用いても、⑰・aのように基本形で自然に、「『ポチ』という呼び名をもっている犬」という意の名詞句を形成できるのである。なお、これらが「～タ」形をとると、⑰・bのようにやや不自然だが、これに「かつて」「昔」等の副詞句や「～ガ」という主語を加えて、この「～タ」を過去のテンスを表すものとして読みを定めていくと、違和感がなくなる。

⑰・c　ポチとかつて春樹が呼んだ犬

このことは、Bの「いう」「呼ぶ」「称する」が、2でみたように、しばしば「誰が」という主語が問題にならない、一般的に呼び名を示す表現として用いられることともかかわっている。主語（この場合「動作主」）が問題にならないということは、本来何らかの「動き」を表すことに本質のある動詞において、動詞性が消失してきていることの指標である。よって、一般的に呼び名を表すような場合、テンスの対立も不明確になりがちだと考えられる。従って、ことさら「～タ」形で連体修飾に用いる場合――行為を示すものでないから完了的には読めない――主語や時間規定を加えて過去のある程度個別的な事実であることを明示してやらねば落ち着かないということであろう（注5）。

3－3　第三に、Aの「名づける」「命名する」の引用句には

普通名詞的表現がくることはふつうはできない。専ら固有名詞的表現に限られる。

なお、普通名詞とは、事物を類として共通性のもとにとらえる名づけであるのに対し、固有名詞とは、事物を他と異なるものとして差異性のもとにとらえる名づけであるとされる(注6)。前者は、対象をその所記概念に帰属するものとして同定してとらえるコトバであるのに対し、後者は、所記概念というようなものが機能せず、対象を個別に指し示すインデクスにすぎない。両者は、基本的にはそれぞれ語彙として決まっているが、普通名詞も（所記概念を機能させず）インデクス的に用いれば固有名詞として用いられるので、両者は使い方の違いに重点を置いて考えた方がよい。その点を含みとして、「・・・的表現」と言っておく。

さて、例えば「文化」のような普通名詞を例に考えよう。

⑱・a　こうした営みを文化という／呼ぶ／称する。

⑱・b？こうした営みを文化と名づける／命名する。

bの方は奇妙な表現で、もしこのような表現が許容される可能性があるとすれば、「文化論」の教科書などで、あらためてすべてを白紙に戻して一つ一つの事実を検討したうえで「文化」を定義し直しているような文脈に限られるだろう（注7）。このように、「名づける」「命名する」の引用句に普通名詞的表現がくることは難しいのである。

このことは、次のようなことからも裏づけられる。

⑱・c　こうした営みをいわゆる文化という／呼ぶ／称する。

①・a　この車をキッツキ号と名づける。

①・e？この車をいわゆるキッツキ号と名づける。

「名づける」「命名する」の引用句の名詞には「いわゆる」を冠することができない。「いわゆる」とは、そのような名前（能記）と何らかの一定の所記概念が結びついて働くことが一般に承認されている記号（普通名詞）なのだということに注意を向けさせ、また、その一般に承認されている一般の所記概念を問題にもしようといった表現である。「名づける」「命名する」の引用句の名詞にこれを冠することができないということは、「名づける」「命名する」の引用句にくるのは、そうした所記概念が（支持対象が同定される類概念として）機能しないインデクス的な呼び名（固有名）だということである。

以上述べたことは、次のように解せられる。すなわち、Aの「名づける」「命名する」は、普通名詞の示す類に対象が帰属するという意味で確立している（一般的に成立するものである）対象と記号（従って呼び名）の結びつきの事実を述べるものではなく、対象にそれを他と区別する呼び名をあてはめるという形で対象と呼び名を一回的に結びつける行為、基本的に固有名詞的なものを与える行為を表すものなのである。（一方、Bの「いう」「呼ぶ」「称する」の引用句には、普通名詞的表現も、また、対象との対応づけが確立したものとしての固有名詞的表現も、ともにくることができる。）

3－4　3－3より必然的に言えることだが、「名づける」「命名する」の引用句には、名詞（的な語句）以外のものがくることができない。固有名詞というものはあっても、固有動詞等といったものはあり得ないからである。それに対し、「いう」「呼ぶ」「称する」の引用句には、名詞以外の動詞等や連語的なものもくることができる。

⑲ 新聞は、オランダ語で「クラント」（krant）という。

⑳ 口を出すことを「容喙する」と称する。

㉑ 「草のいほり」つまり草庵だ。多くは農事のための小屋なのだが、隠遁生活のためにわざわざこしらえることもあった。これを「庵を結ぶ」という。

（森田「日本語をみがく小辞典〈名詞編〉」）

もっとも、次のような表現では、「名づける」などの引用句にも動詞があらわれるようだが、もちろんこの「流れる」は、動詞として用いられたのではなく、一つの作品をインデクスとして指し示す固有名詞的表現となっているものであって、反例とはならない。

㉒ 幸田女史は、自作を「流れる」と名づけた。

この種の固有名詞的表現としてはさまざまなものがあろう。

3－5　最後に、やや問題があるかもしれないが、次のようなこともある程度はいえる。Bの「いう」「呼ぶ」「称する」が述語である場合は、ヲ格成分も引用句「～ト」も主題化できるが、Aの「名づける」「命令する」が述語である場合には、引用句「～ト」は主題化しにくい。このことは、Bの「いう」「呼ぶ」「称する」が述語となって形成される、呼び名を引く「引用」は、「対象」の存在を前提に、それに対する新たな呼び名を付与することを述べるものであるから、「～ト」の方を旧情報扱いの主題とはしにくい事情によるものであろう。

㉓・a　皇位継承者を皇太子という／呼ぶ／称する。

㉓・b　皇位継承者は皇太子という／呼ぶ／称する。

㉓・c　皇太子とは皇位継承者をいう／呼ぶ／称する。

①・a　この車をキッツキ号と名づける。

①・g　この車はキッツキ号と名づける。

①・h？キッツキ号とはこの車を名づける。

ただし、㉓・cの「呼ぶ」「称する」に違和感のある人もあるようだが、法律文など硬い文体では、十分用いられるものではないかと思う。

4　以上、呼び名を引く「引用」について、前項における位置づけの論を承けて、小稿では更に細かな観察を試みた。もっとも、これまで検討してきたのは、ほんの中核的なところに過ぎない。「呼び名」の表現価値といったことも視野に入れて、なお論ずべきことは多いが、それらは別稿を期することとする。

（一九八九・三・五　稿）
（一九八九・九・二七　改稿）

注

(1)「引用」という用語の規定、その他、基本的な考え方については、拙稿（一九八八）などを参照。また、第1節に関連する細かな点については、前稿をも参照されたい。

(2)「単語相当」というのは、文を構成する素材としての語や連語的なものまでを含む。我々は、これらをレキシコンに所有していたり、その場で形成したりするが、その限りでは、あくまで言語行為の素材（モノ）である。

(3)従って、「ダ」の付加等もできず、引用句「〜ト」に確かにヲ格に示される対象にあてはめる呼び名が引かれていても、「〜ト」に引かれたコトバが実際に発話されたと解せられる次のような例は、行為（コト）としてのコトバを引きうつしたふつうの「引用」であって、ここで呼び名を引く「引用」として扱っているものには入らない。

ア　その時、母親が小声で彼女を「智子」と呼んだ。

しかし、こうした例と呼び名を引く「引用」とは連続的である。アのように、特定時での呼びかけ行為を示す場合は、明かに、引用句「〜ト」には実際の発話がひかれているとよめるが、次のように、呼び方の習慣とでもいう場合は、実際の発話（の一部）を引いたともとれるし、単に対象と結びつけられる単語が引かれて示された、対象と呼び名の関連を一般的に言った表現ともとれる。

イ・a　義兄の佐藤舜海は、良順のことを、一対一になると、「殿サマ」と呼んでいる。

（司馬遼太郎「胡蝶の夢（二）」）

引用句「〜ト」に実際の発話を引いたものとも読めるということは、述語の「呼んでいる」に動作性が残っているということである。それは、次のようにしても違和感がないことからも納得されよう。

イ・b　義兄の佐藤舜海は、良順のことを、一対一になると、「殿サマ、殿サマ」と呼んでいる。

「呼ぶ」「いう」にもはや具体的な動作性が感じられなくなると、はっきり対象と名前の関係をいったものと解せられるようになる。本文の②・aの例をはじめ、2節以下で問題にする、Bの「いう」「呼ぶ」「称する」の形成する、呼び名を引く「引用」である。動作性の感じられないことは、次のようにすると、イ・bの場合とちがっておかしくなることでも納得されよう。

②・e？ニシンの卵を干したものを、数の子、数の子と呼ぶ／いう／称する。

こうした「呼ぶ」「いう」「称する」は繋辞的なものに近づいているとも見られる。

(4)ただし、次のようにテクストを構築する側が、テクストにおける取り決めを行う場合、Bも遂行的に用いられるようである。

ウ　以下ではこれを「実物表示」と呼ぶ（ことにする）。

もっとも、これは、語り手と読み手の間に不可避的に成り立つ取り決めであっても、命名行為の遂行とは言いにくいだろう。命令に際しては、「名づける」主体がそれを行う権利を持つとの承認があるが（例えば、親は子に名をつける権利があるとの通念がある）、こうした場合、特にそのようなことは認められまい。これは、いわば、語り手の側に成り立っている対象と呼び名の結びつきを提示し、以下それに従っていくことを一方的に宣言しているのである。ただ、読み手の側もそれに従わねば理解不能なので、必然的にそれを受け入れることになる。その点、次例などと同じである。

エ　正三角形Aの一辺を7cmとする。

〈数学ノ問題ノ設問文ノ一節〉

(5)「〜トイウ」が連体修飾で用いられる場合、この稿で見ているような「XヲYトいう」構文を基本にして考えられるものの他に、そのように考えにくいものもある。

オ　ポチという犬

（（ソノ）犬をポチという。）

カ　春夏秋冬という季節

（〈？季節を春夏秋冬という。）

キ　成功したという知らせ

（〈※知らせを成功したという。）

キの「トイウ」は、いわば内容を表示するための一種の複助合辞というべきで、オもカのような例を介してこの種の例と連続的である。あるいは、こうした連体修飾に用いられる「〜トイウ」は、複合助辞的なものの方を基本として考えるべきかもしれない。

(6)阪倉（一九六六）に詳しい。

(7)「定義」の場合、固有名詞とか普通名詞とかいったことがいったんご破算になって改めてコトバと意味との結びつけが行われるのだから、例外である。

参考文献

阪倉篤義（一九六六）「固有名詞」（『国語学』第七十二集）
藤田保幸（一九八八）「『引用』論の視界」（『日本語学』7－9）

（愛知教育大学助手）